

(案)

## 業務委託契約書

- 1 委託業務名 学校ICT支援員派遣事業業務委託
- 2 履行場所 市内各小中学校及び市教育委員会
- 3 業務内容 別添「設計図書」による
- 4 履行期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 5 業務委託料 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)  
円
- 6 契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 月 日

甲 住 所 千葉県四街道市鹿渡無番地

氏 名 四街道市  
四街道市長 佐 渡 斉 印

乙 住 所

氏 名 印

## (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

2 この契約書及び設計図書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

## (権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

## (再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

## (委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

## (業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

## (履行期間の延長)

第6条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

## (損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項に規定する損害が天災その他の不可抗力によって生じた損害であって、これをすべて乙に負担させることが著しく公正を害すると認められるときは、甲は、その一部又は全部を負担する。

3 前2項に規定する甲の負担額は、甲乙協議して定める。

## (委託業務の検査)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 乙は、委託業務の成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直し、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

## (業務委託料の支払)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により、この契約を締結した後に消費税額に変動が生じているときは、甲は、同項の業務委託料にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。

4 甲が正当な理由がなく、第2項に規定する期間内に業務委託料を支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対して年2.6%の割合で計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

## (履行遅滞の場合における損害金)

第10条 乙の責に帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、その遅滞日数に応じ、契約金額に対し年2.6%の割合で計算した額を損害金として甲に支払わ

なければならない。

- 2 前項の場合において、契約の相手方が、履行期限又は履行期間に契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約金額から控除して得た額を契約金額とみなし計算する。ただし、控除すべき金額を計算することができないときは、この限りでない。

#### **(契約の解除等)**

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行についての不正の行為があったとき。
- (2) 履行期間に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の相手方としての資格を欠くことになったとき。
- (4) その他契約事項に違反したとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に履行した部分が可分である場合は、甲が相当と認める金額を乙に支払うものとする。

#### **(違約金)**

第12条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として乙に請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、甲の指定する期限までに違約金を支払わなければならない。

#### **(秘密の保持)**

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### **(管轄裁判所)**

第14条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

#### **(疑義等の決定)**

第15条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

# 談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約

## (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

## (談合その他不正行為に係る解除)

第2条 四街道市（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同組合及び共同企業体（以下「共同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の**10分の1**に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

## (談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の**10分の2**に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が共同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

# 業務妨害又は不当要求に対する措置に関する特約

## (業務委託用)

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

### (業務妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 契約の相手方（以下「乙」という。）は、委託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに四街道市（以下「甲」という。）に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

### (遵守義務違反)

第3条 甲は、乙が前条に違反した場合は、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年7月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行なう。